

第54回 鹿児島市都市計画審議会 議事概要

1 日時等

平成27年5月15日（金） 14時～14時15分
市役所東別館9階 特別中会議室

2 議案等

第1号 産業廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について〔諮問〕

3 出席委員（16名）

第1号委員 学識経験のある者

宮廻委員、笹川委員、米永委員、松下委員、寺岡委員、三嶽委員、西委員

第2号委員 市議会の議員

大森委員、小川委員

第3号委員 関係行政機関の職員

福本委員（代理）、待鳥委員

第4号委員 鹿児島県の職員

水迫委員、吉國委員（代理）

第5号委員 その他市長が必要と認める者

南委員、三原委員、宮竹委員

4 欠席委員（4名）

第1号委員 木方委員、内田委員、玉川委員

第5号委員 有山委員

5 出席職員

坂元都市計画課長、岩切建築指導課長

6 審議結果

議案第1号について、「異議なし」の答申を受けました。

7 質疑等（○委員 ●当局）

○今回申請のあった産業廃棄物の処理に用いる破砕機は、既に設置されているのか。

●既に設置して碎石製造を行っているが、産業廃棄物の処理は行っていない。今回、建築基準法第51条ただし書きに基づく許可をとって、新たに産業廃棄物の処理も行おうとするものである。

○申請者は、現在も産業廃棄物の収集運搬及び処分業を行っているのか。

●自走式の工作物で産業廃棄物の処理を行っているが、建築物にはあたらないため、建築基準法第51条ただし書きに基づく許可の対象にはならない。

○がれき類が県外から持ち込まれることもあるのか。

●持ち込まれるのは、県内で発生したがれき類のみである。

○アスコン（アスファルトコンクリート）は取り扱われるのか。

●取り扱われない。

8 議事録署名委員

米永委員、松下委員